

新過疎法の制定を求める決議

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以降、約40年にわたり、生活環境や産業基盤などの対策が進められ、社会基盤の整備に一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、過疎地域は、急激な人口減少と著しい高齢化により弱体化し、基幹産業である農林水産業の低迷や医療・福祉など生活を支えるサービスの低下、公共交通機関の廃止、鳥獣被害の増加など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、国土を守り、食を支え、自然環境や地域の多様な文化を守るといった貴重な役割を有しているが、過疎問題がさらに深刻化すれば、過疎地域の多くの集落が消滅し、国の崩壊にもつながりかねない。

今後とも、我が国が国土を健全な姿に保ちながら持続的発展を遂げるためには、過疎地域の集落の維持・再生がこれまで以上に重要な国家的課題であるとの認識のもと、平成22年3月末をもって失効する「過疎地域自立促進特別措置法」にかわる、次の内容を盛り込んだ新過疎法を制定することを強く求める。

- 1 過疎地域の指定については、現行の過疎地域を引き続き対象とすること。
上記以外の地域において、過疎化が進んだ集落が多い地域を新たな定義できめ細かく指定すること。
- 2 過疎債については、地方交付税算入率を引き上げること。また、既存施設の解体撤去、道路や既存施設の維持・補修など対象範囲を拡大すること。
- 3 基幹集落を中心とする過疎生活圏において、必要な機能が充足される対策を市町村が自主的・自立的かつ総合的に事業実施できるよう、自由度の高い交付金制度を創設すること。
- 4 過疎地域において、地域の実情に応じた柔軟な対応をとることが困難な場合においては、地域の実態に即し、制度、規制を大幅に緩和すること。

以上、総意をもって決議する

平成21年10月31日

新過疎法制定実現和歌山県総決起大会